



平成 25 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 メ ッ セ ー ジ
代 表 者 名：代表取締役社長 古 江 博
(JASDAQ コード番号：2400)
問 合 せ 先：執行役員経営企画部長 岩 本 隆 博
電 話 番 号：0 8 6 - 2 4 2 - 1 5 5 1

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ (転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行)

当社は、平成 25 年 3 月 8 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）社債総額 40 億円の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 25 年 3 月 27 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の 発 行 価 額	・各社債の払込金額：金 1 億円（各社債の金額 100 円につき金 100 円） ・各新株予約権の払込金額：本新株予約権付社債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）と引換えに金銭の払込みは要しません。
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	・当初転換価額(279,900 円)における潜在株式数：14,290 株 ・下限転換価額(139,950 円)における潜在株式数：28,581 株 ・上限転換価額(419,850 円)における潜在株式数：9,527 株
(5) 調 達 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	3,987,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権付社債の社債総額(40 億円)から、本新株予約権付社債に係る発行諸費用を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額又は転換価額 及 び そ の 修 正 条 件	当初 279,900 円。 本新株予約権付社債の当初の転換価額は、本新株予約権付社債の発行決議日（平成 25 年 3 月 8 日。以下「発行決議日」という。）の株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。ただし、当社普通株式が株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）に上場された場合には、当該上場時以降、「大証」とあるのは「東証」と読み替えるものとする。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の終値（ただし、気配表示を含む。以下「大証終値」という。）の 100%に相当する価額です。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、平成 25 年 4 月 15 日を初回として、毎月第 2 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日の大証終値の平均値の 91%に修正されます。なお、下限転換価額は 139,950 円（発行決議日の大証終値の 50%）、上限転換価額は 419,850 円（発行決議日の大証終値の 150%）です。

この文書は、株式会社メッセージ第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他投資判断上重要 又は必要な事項	当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、下記について合意する予定です。 ・割当予定先は、原則として毎月少なくとも一定数量(社債金額2億円)を転換すること(詳細は、下記「6. 割当予定先の選定理由等(6) その他」の<割当予定先による新株予約権付社債の転換義務>をご参照下さい。) ・割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権付社債を譲渡しないこと。

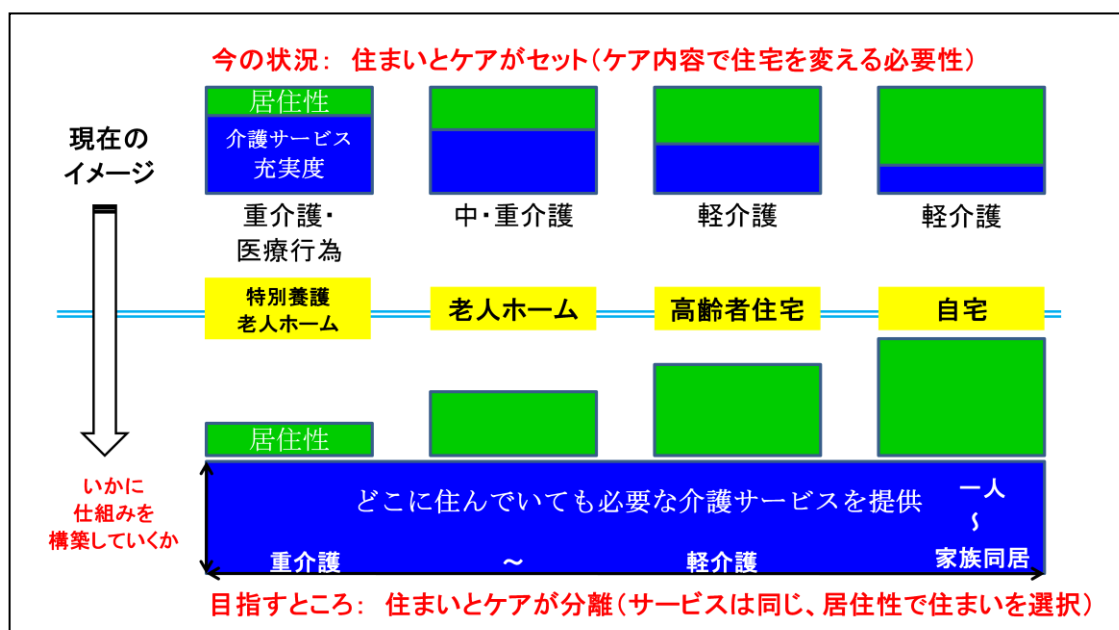
2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社、連結子会社12社および関連会社1社(平成25年1月31日現在)で構成されており、『障がいのある高齢者に対して、良質な住まいを提供し、生活を支える』という経営理念のもと、施設介護から在宅介護にいたる介護サービスおよび周辺サービス全般を総合的に提供してまいりました。平成24年4月に施行された改正介護保険法は、医療と介護の連携および介護への期待役割の増大、在宅介護(脱施設化)へのニーズの高まりへの対応などが柱となりましたが、その中でも「サービス付き高齢者向け住宅の普及」(以下、サービス付き高齢者向け住宅を「サ付き住宅」という。)と、「地域包括ケアシステム」の実現・推進を目指した「24時間定期巡回・随時対応サービス(訪問介護)の普及」が重要施策の1つとなっています。

当社グループは、この大きな流れにいち早く対応すると共に、『住まいとケアの分離による地域居住の実現(注)』という独自のビジョンを掲げ、その実現に向けて「サ付き住宅の開発・展開」、「24時間訪問介護の普及」および「介護付き有料老人ホーム支援・再生事業の推進」の3つの中長期的な経営戦略に取り組んで参ります。

(注) 従来は要介護状態が軽い時には自宅で訪問介護サービスを受け、要介護状態が重くなれば、居住性や本人の意思に関係なく介護施設に転居することが一般的だったところ、住む場所に関係なく必要な介護サービスを受けられる体制を既存の社会インフラを上手く活用しつつ整えることにより、自分の住みたい場所に住み続けることができる状況をつくりあげていきたいというものです。



この文書は、株式会社メッセージ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

この中長期的な経営戦略を達成していくことを目的に、以下の項目について資金調達を行うものであります。

①サービス付き高齢者向け住宅を積極的に開発していくための建設資金

②運営継続が困難となった介護付き有料老人ホームの買収資金

③介護スタッフの医療行為資格取得費用（都道府県に認定される認定特定行為業務従事者資格取得のための研修費用および労務費）

「サ付き住宅の開発・展開」や「介護付き有料老人ホーム支援・再生事業の推進」といった成長戦略への投資や、今後さらに競争が激化することが予想される事業環境に対応するための介護スタッフの教育・育成などが当社グループの長期的かつ安定的な成長を推し進める上で非常に重要であること、また自己資本の充実の必要性があること等を勘案し、エクイティ性の資金を充てることが適切であると判断し、本新株予約権付社債を発行することを決定いたしました。

具体的な資金使途につきましては、下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

（２）本新株予約権付社債を選択した理由

上記「（１）資金調達の主な目的」に記載しました施策を遂行するにあたり、当社は、資金調達手法について負債性の資金からエクイティ性の資金まで幅広く慎重に検討いたしました。

その結果、①長期的かつ安定的な成長戦略の実現に向けた前向きな投資資金に充当するための資金調達であること、②多様化・高度化する介護サービスや高齢者のニーズに対応し、かつ同業他社との差別化を図るための介護スタッフの医療行為研修のための人材への投資資金であること、③平成 21 年 3 月末に 52.9%あった連結ベース自己資本比率が、平成 24 年 12 月末時点では 39.9%に低下していることから財務基盤強化の必要性があること、④平成 24 年 3 月に株式会社ジャパンケアサービスグループを連結子会社化したことにより、平成 24 年 12 月末時点の連結ベース有利子負債総額が 15,479 百万円（平成 23 年 3 月末時点の同有利子負債総額 9,467 百万円）と大幅に増加していること、等を考慮し、エクイティ性の資金調達は有力な選択肢の一つとして認識しておりました。

一方、当社の主幹事証券会社である野村證券株式会社から、当社の資金調達に関する検討と並行して、平成 25 年 1 月よりエクイティ・ファイナンス手法による資金調達について複数の提案を受けました。その中において、本新株予約権付社債は、特に公募増資と比較した場合、以下①乃至⑦および⑩の特徴を有すること、とりわけ本新株予約権付社債は毎月一定数量が段階的に転換されることが期待され、一度に大量の株式を発行する公募増資に比べ株価への影響、ひいては既存株主への影響を軽減しつつ資本増強を実現することが期待できることから、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。また、割当予定先については、野村證券株式会社が当社の今後の長期的な成長戦略ニーズを充足しうる本ファイナンス手法を提案したことに加え、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき本新株予約権付社債の転換により交付する株式の円滑な売却が期待できること、また同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ円滑な資本増強が期待できること等を総合的に勘案した上で、割当予定先として最適であると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

（本新株予約権付社債の主な特徴）

<当社のニーズに応じた特徴>

- ① 公募増資の場合は、発行決議後の株価の変動により、条件決定日まで調達金額が確定しませんが、本新株予約権付社債の場合は、発行時点において想定した金額を確実に調達することが可能となります。

この文書は、株式会社メッセージ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ② 第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能となります。
- ③ 割当予定先である野村證券株式会社との間で、原則として毎月少なくとも一定数量（社債金額 2 億円）を転換する旨の合意をする予定であり、段階的に着実な資本拡充が期待されます。
- ④ 転換に応じて株式が順次発行されるため、一度に大量の株式を発行する公募増資に比べ株価への影響の低減が期待されます。
- ⑤ 利息を付さない新株予約権付社債の発行により、負債コストを抑制することが可能となります。
- ⑥ 発行後に株価が上昇すれば、希薄化が抑制され既存株主への影響を軽減することが可能となります。
- ⑦ 発行後に株価が下落した場合において、当該時点における諸般の事情に鑑みて資本政策の変更が必要になったと判断した場合などには、当社は、その裁量に基づき繰上償還を行うことができるため、当社の資本政策に柔軟性が与えられると考えられます。

＜当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策＞

- ⑧ 発行後に株価が下落した場合には、希薄化が増大する可能性に留意する必要があります。この対応策として、本新株予約権付社債には下限転換価額を設定しており、最大でも交付される株式数は 28,581 株（発行決議日現在の発行済株式数 200,800 株の 14.2%）となります。これにより、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、既存株主に過度な影響が及ばない資金調達が可能となるようにいたしました。
- ⑨ 株価が下限転換価額を 20 連続取引日で下回った場合には、残存する本新株予約権付社債は繰上償還となります（発行要項第 13 項第(6)号をご参照下さい。）。当該繰上償還が行われた場合、繰上償還となった金額分の資本増強が行われない可能性があります。なお、繰上償還事由が発生した場合には、当社は手元資金で対応する予定です。

（他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権付社債の特徴）

- ⑩ 公募増資により一度に全株を発行する場合、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響が大きくなる恐れがあると考えられます。一方、本新株予約権付社債においては、定期的に転換価額が修正されることにより転換のタイミングと転換価額が分散されることが期待され、その結果一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な転換が期待されます。
- ⑪ 借入金等のデット・ファイナンスではなく、本新株予約権付社債を発行することにより、転換が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,000,000,000	13,000,000	3,987,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 700 万円、その他事務費用（有価証券届出書作成費用、財務代理人（払込取扱銀行、振替機関における発行代理人を兼務）手数料、変更登記費用等）600 万円です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 3,987,000,000 円の具体的な使途および支出予定時期については、以下のとおりであります。なお、当社は、調達した資金を予定時期どおりに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① サービス付き高齢者向け住宅建設資金 (サブリース方式の物件開発・建設、事業用所有地への建設などサ付き住宅への投資)	2,500	平成 25 年 4 月～ 平成 28 年 3 月
② 介護付き有料老人ホームの買収資金 (運営継続が困難となった介護付き有料老人ホームの支援・再生事業)	1,000	平成 25 年 4 月～ 平成 28 年 3 月
③ 介護スタッフの医療行為資格取得費用 (都道府県に認定される認定特定行為業務従事者資格取得のための研修費用および労務費)	487	平成 25 年 4 月～ 平成 27 年 3 月

① サービス付き高齢者向け住宅建設資金

当社グループが提唱する『住まいとケアの分離による地域居住』を実現するためには、サ付き住宅および 24 時間定期巡回・随時対応サービス（訪問介護）の普及が必須と考え、平成 23 年 11 月以降積極的に開発・開設を進めております。平成 24 年度（平成 25 年 3 月期）には、サ付き住宅は 44 棟、24 時間訪問介護事業所は 37 か所の開設を行います。

次年度以降につきましては、平成 25 年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）から平成 27 年度（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）までの 3 年間にわたり、合計 90 棟（各年度あたり 30 棟）程度のサ付き住宅を開発・開設していく計画です。これらの物件につきましては、当社の標準的な展開モデルであるサブリース（建物を長期一括賃借し、入居者様に転貸する）方式での建築を予定しており、その投資見込み金額は、約 2,000 百万円が見込まれます。また、事業用所有地へのサ付き住宅の建設に関しては、概ね建物建築費用として 1,000 百万円以上の投資が見込まれます。

調達資金は、これら開発・開設資金の一部に充当する予定でございます。

② 介護付き有料老人ホームの買収資金

サ付き住宅においては、政府が今後 10 年間で 60 万戸の整備を目標としており、新規のサ付き住宅の整備に対して、補助金制度や税制優遇等の供給促進策もあり、平成 25 年 1 月末の都道府県登録合計件数は 2,922 件（平成 24 年 1 月末は同 248 件）、同住戸数は 93,911 戸（平成 24 年 1 月末は同 8,200 戸）とサ付き住宅の建築および登録数の増加傾向が顕著となっております。

こうした状況の中、従来の介護付き有料老人ホームやサ付き住宅だけでなく多様化した高齢者向け施設間での競争が激化し、運営継続が困難になる事例も現れてきており、今後大きな社会問題になってくることが予想されます。そこで、数多くの高齢者の住まいとして設置された地域の大切なインフラを消滅させず存続させるためにも、また当社グループの培ってきた総合的な介護サービスを

広く活用して頂くためにも、運営継続が困難となった介護付き有料老人ホームの支援・再生を事業として新たに取り組んでいく機運が高まってきている状況にありました。

当社は、平成 24 年 3 月に株式会社ジャパンケアサービスグループを連結子会社化した後、経営不振であった大規模な 2 つの介護付き有料老人ホームを同社グループより運営を承継し、約 1 年をかけて再生を行ってきました。当社グループにて蓄積された強みである介護付き有料老人ホームの運営ノウハウを駆使し、営業収支の改善傾向も明確になっており、またその運営ノウハウの転用および取り組んできた再生プロセスの有効性も概ね検証できたところであります。

そこで、現在進めている「サ付き住宅の開発・展開」、「24 時間訪問介護の普及」に加えて、この度、「介護付き有料老人ホーム支援・再生事業の推進」を 3 番目の成長戦略として位置付けるとの結論に達したところであります。調達資金は、これら支援・再生のための買収資金に充当する予定でございます。

③ 介護スタッフの医療行為資格取得費用

平成 24 年 4 月に施行された改正介護保険法では、介護の業務に従事する者のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者は、保健師助産師看護師法の規定に係らず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じた厚生労働省令で定める行為をいう。）を行うことを業とすることができるようになりました。

サ付き住宅の居住者、入居を検討されている方、更には在宅で介護サービスを受けておられる方など、本行為を希望される方が多く、当社グループの介護スタッフが本行為を行うことは、サ付き住宅の入居促進、および 24 時間定期巡回・随時対応サービスの利用促進につながると判断し、認定特定行為業務従事者資格取得のための研修教育を実施すると結論に達したところであります。

具体的には、平成 25 年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）以降 2 年間にわたり、当グループにおいて介護付き有料老人ホームやサ付き住宅など施設系サービスに従事する職員約 6,000 名以上に対して、資格取得に必要な基本研修ならびに実地研修における労務費と実地研修に必要な演習費用として、約 500 百万円の支出が見込まれます。

調達資金は、これら研修教育のための資金の一部に充当する予定でございます。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載の当社経営理念およびビジョンを実現し、今後増加するサービス付き高齢者向け住宅と地域包括ケアシステムへのニーズを確実に捉えた収益機会の拡大および自己資本の充実が期待できると考えております。よって、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途は、いずれも、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

- ① 本新株予約権付社債では、(a)割当予定先である野村證券株式会社との間で、原則として毎月少なくとも一定数量（社債金額 2 億円）を転換する旨の合意をする予定であること、(b)発行後に株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されること、により、一般の新株予約権付社債に比べて株式に転換される可能性が高められ、かつ発行後に多頻度に分散して株主資本拡充を図ることができるため、当社は、小刻みに公募増資を実施する場合と同様の経済的効果を期することができます。さらに、このような経済的効果に加えて、本取引では、発行時点において社債の払込金総額が当社に支払われることになります。

本新株予約権付社債が有する上記の特性を踏まえ、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件

(転換価額修正時点における時価株価からのディスカウント率、年限等)は、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド(条件決定日の時価と発行価額との差)や社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等を勘案した結果として算定し、本新株予約権付社債の発行価格を各社債の金額 100 円につき金 100 円としております。

- ② 本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件の決定については、割当予定先である野村證券株式会社において第三者割当形式による資金調達案件を担当する部門が参考資料として当社に提供した試算結果について、当社は、本新株予約権付社債発行に関する当社のリーガル・カウンセラーである外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ(東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル10階、代表者 外国法事務弁護士 ジョン・ハンター・マクスウェル)(以下「リンクレーターズ」という。)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、リンクレーターズから下記の法律意見(*)の表明を受けております。

(*) 法律意見書の骨子は以下のとおりであります。

1. リンクレーターズが提出した法律意見書では、本新株予約権付社債に付された新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととすることが、会社法第238条第3項第1号の「特に有利な条件」に該当するかを検討するにあたり、リンクレーターズに提供された実務慣行に係る情報および計算結果が正しい等の一定の前提の下、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件の決定および本新株予約権付社債の払込金額の算定方法における前提条件およびロジックが、本新株予約権付社債の権利内容および本件発行に付随関連する事情を前提とした場合に合理的であるか否かの点が検証されている。
2. たとえば、本新株予約権付社債では、一定の条件の下で、社債権者が毎月少なくとも一定数量の本新株予約権付社債を転換する義務を負っていることから、通常の新株予約権付社債と比べて、株式に転換される蓋然性が高いため、発行会社は、本新株予約権付社債を発行することによって、小刻みに株式時価発行増資を行う場合と類似した経済的効果を期待できる。
3. 上記で例示したような前提条件およびロジックの検証の積重ねの結果、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件の決定および本新株予約権付社債の払込金額の算定において採用した前提条件およびロジックに不合理な点は認められず、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件は「特に有利な条件」には該当しない旨結論付けられている。

- ③ リンクレーターズは、本件発行に関し、本新株予約権付社債の社債要項、割当予定先と締結予定の買取契約および有価証券届出書等の作成ならびに有利発行性に関する法的分析に関して、平成25年2月14日付で当社と業務委託およびアドバイザー契約を締結しておりますが、恒常的に当社と顧問契約を締結している法律事務所ではなく、当社の経営陣から一定程度独立した者と評価でき、また、本件発行に関して割当予定先とも契約関係を有しておりません。当社としては、新株予約権付社債の発行実務・オプション取引に関する知識・経験および同種案件の実績ならびにリンクレーターズによる当社における本件発行の実務担当者への説明の様子等に鑑みて、リンクレーターズを本件発行に係る業務を担当させるに相応しい十分な知識・経験を有する者と評価し、本件発行における関連書類の作成および有利発行性に関する分析等をリンクレーターズに依頼することを決定しました。リンクレーターズによる分析は、本件新株予約権の払込金額が、割当予定先の準備した価格算定資料における算定結果と一致することをもって有利発行には該当しないとするものではなく、当社が採用した算定方法における前提事実およびロジックが法的判断に耐えうるものであるかの観点から分析されている点で当社としては当該意見自体も信頼に値するものであると考えました。かかるリンクレーターズの法律意見を考慮の上、当社は本件新株予約権の払込金額が合理的であると判断いたしました。

- ④ 会社法上の職責に基づく監査として、常勤監査役が代表して、リンクレーターズから有利発行性に関する法的分析について説明を受け、その後、他の監査役と必要な情報を共有しました。かかる常勤監査役からの説明を受けて全監査役で、会社法上の職責に基づく監査として、以下の各点などを確認した結果、当社監査役全員から、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められない旨の意見を得ております。
- (i) 本件発行においては、新株予約権または新株予約権付社債の発行実務およびオプション取引ならびにこれらに関連する法律問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、リンクレーターズがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
 - (ii) リンクレーターズは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること。
 - (iii) 当社取締役がそのようなリンクレーターズに対して有利発行性の法的分析を依頼していること。
 - (iv) リンクレーターズから本件発行担当取締役および実務担当者への具体的な説明が行われたうえで、法律意見が提出されていること。
 - (v) 本件発行の決議を行った取締役会において、リンクレーターズの法律意見を参考にしつつ本件発行担当取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。
 - (vi) リンクレーターズは、本件発行に関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しないという法律意見書を提出していること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権付社債の発行総額 4,000 百万円に対し、当社株式の過去 1 年間における 1 日当たり平均売買代金は 142 百万円であること、②発行決議日現在の発行済株式総数に対する本ファイナンスによる潜在株式数の比率は 7.1%にとどまる見込みであることに加え、当社の判断により早期償還が選択可能であることから、本新株予約権付社債の発行金額は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

- (注) 1 潜在株式数の比率は、本新株予約権付社債の全てが当初転換価額で転換された場合に発行される株式数を発行決議日現在の発行済株式総数で除した数値です。
- 2 本新株予約権付社債の全てが、上限転換価額で転換された場合における潜在株式数の比率は、発行決議日現在の発行済株式総数に対して 4.7%（潜在株式数に係る議決権数 9,527 個については、発行決議日現在の当社議決権総数 200,800 個の 4.7%）となります。また、本新株予約権付社債の全てが、下限転換価額で転換された場合における潜在株式数の比率は、発行決議日現在の発行済株式総数に対して 14.2%（潜在株式数に係る議決権数 28,581 個については、発行決議日現在の当社議決権総数 200,800 個の 14.2%）となります。
- 3 発行決議日現在の当社議決権総数は、平成 24 年 12 月 31 日時点における当社議決権総数から変更がないことを前提に記載しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成 24 年 9 月 30 日現在）

(1)	商 号	野村證券株式会社	
(2)	本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表執行役社長 永井 浩二	
(4)	事 業 内 容	金融商品取引業	
(5)	資 本 金 の 額	10,000 百万円	
(6)	設 立 年 月 日	平成 13 年 5 月 7 日	
(7)	発 行 済 株 式 数	201,410 株	
(8)	事 業 年 度 の 末 日	3 月 31 日	
(9)	従 業 員 数	13,301 名（単体）	
(10)	主 要 取 引 先	投資家ならびに発行体	
(11)	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫	
(12)	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
(13)	当 社 と の 関 係 等		
	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0 株 （平成 24 年 9 月 30 日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株	
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と割当予定先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	主幹事証券会社	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単体）		
決 算 期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
純 資 産	822,033	872,865	901,990
総 資 産	9,358,133	10,501,025	10,439,204
1 株 当 たり 純 資 産（円）	4,081,392	4,333,774	4,478,379
営 業 収 益	663,679	613,392	580,271
営 業 利 益	127,576	86,378	56,639
経 常 利 益	126,643	86,240	57,163
当 期 純 利 益	76,853	50,666	27,316
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	381,574.18	251,558.29	135,623.31
1 株 当 たり 配 当 金（円）	—	—	130,000

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権付社債を選定した理由」に記載のとおり、野村證

この文書は、株式会社メッセージ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

券株式会社が、株価への下落圧力を回避し、既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権付社債を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権付社債の転換により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ円滑な自己資本拡充が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める第三者割当増資等の取扱いに関する規則の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権付社債を譲渡できません。なお、当社は、野村證券株式会社が、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を適時適切に売却する方針であると確認しています。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成 24 年 11 月 14 日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書（第 12 期中）の平成 24 年 9 月 30 日における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに要する十分な現預金およびその他の流動資産を保有していることを確認しております。また、当社は割当予定先である野村證券株式会社より、本新株予約権付社債の発行準備に関する面談において、「本新株予約権付社債に係る払込金額の払込みに要する資金に関し十分な残高を有している」ことを確認しております。これらにより、当社は本新株予約権付社債の発行に係る払込みが確実に実行されるものと判断しています。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債の転換に伴い、割当予定先に交付されることとなる株式の円滑な売却に資することを目的として、当社代表取締役会長である橋本俊明は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本新株予約権付社債の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による転換制限措置>

- ① 当社は、大証の定める企業行動規範に関する規則第 4 条第 1 項および同取扱い 2 (1) 乃至 (5) の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める第三者割当増資等の取扱いに関する規則に従い、所定の適用除外の場合を除き、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の 10% を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権等の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先は、制限超過行使および発行要項第 13 項第 (3) 号に定める上限議決権数超過行使等（以

下「上限議決権数超過行使等」という。)に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による新株予約権付社債の転換義務>

割当予定先は、制限超過行使および上限議決権数超過行使等に係る制限に抵触しない範囲内で、発行要項第15項第(6)号に定める決定日の4取引日後の日(当日を含む。)から次に到来する決定日(以下「行使基準日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。以下「行使日」という。)までの期間(以下「行使約束期間」という。)ごとに、少なくとも、本新株予約権2個(行使約束期間の初日において残存する本新株予約権の個数が2個に満たない場合は、当該残存する個数)の行使を行うものとする。なお、割当予定先は、各行使約束期間内に上記で定められた個数の本新株予約権の行使を行う限り、自らの裁量で、いずれの日にかなる個数の行使を行うか決定することができる。ただし、以下に定める場合は、以下に定める行使約束期間において、上記の個数の本新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

- ① 当該行使日に係る行使基準日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使基準日が取引日でない場合には、行使基準日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の毎日の大証終値の平均値の91%に相当する金額(円位未満を切り捨てる。)が発行要項第15項第(6)号に定める下限転換価額を下回る場合は、当該行使日に係る行使約束期間
- ② 発行要項第13項第(2)号に規定する組織再編行為につき当社の株主総会で承認決議した場合は、当該承認決議をした日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- ③ 発行要項第13項第(4)号に規定する吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合において、本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権付社債の全部または一部の繰上償還を請求する事前通知を行った場合は、当該事前通知を行った日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- ④ 発行要項第13項第(5)号に規定する本新株予約権付社債の繰上償還に関し、当社が本新株予約権付社債の社債権者に事前通知を行った場合は、当該事前通知を行った日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- ⑤ 発行要項第13項第(6)号①に定めるとおり毎日の大証終値が発行要項第15項第(6)号に定める下限転換価額を下回った場合は、当該事実発生日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

<割当予定先による新株予約権付社債の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権付社債の転換により交付された株式を第三者に譲渡することは、かかる譲渡制限に服しない。

また、割当予定先は、当社の承認に基づき第三者に本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ当該第三者に上記の転換義務を遵守すること、および当該第三者がさらに本新株予約権付社債を譲渡する場合にはその譲受人にも同様の義務を負わせることとする。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）	
橋本 俊明	26.23%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8.05%
有限会社東睦商事	7.96%
ゴールドマンサックスインターナショナル	5.50%
タイヨーパールファンドエルピー	5.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.11%
橋本 敬江	3.98%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT	2.10%
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	1.85%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	1.69%

（注）今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回のファイナンスにより調達した資金を、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上および財務基盤の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①上限議決権数超過行使等を制限することにより、本新株予約権付社債の転換により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権付社債の全てが転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、大証の企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）（単位：千円）

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
営 業 収 入	31,926,760	35,285,984	38,632,589
営 業 利 益	4,637,437	5,652,768	5,872,123
経 常 利 益	4,720,941	5,952,538	6,246,832
当 期 純 利 益	2,658,302	2,982,591	3,360,394
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 （ 円 ）	13,238.55	14,853.54	16,735.03
1 株 当 たり 配 当 額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	3,400 （－）	4,400 （－）	5,300 （－）
1 株 当 たり 純 資 産 額 （ 円 ）	82,884.54	94,324.75	106,661.90

この文書は、株式会社メッセージ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 3 月 8 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	200,800 株	100.0%
現 時 点 の 転 換 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	14,290 株	7.1%
下 限 値 の 転 換 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	28,581 株	14.2%
上 限 値 の 転 換 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	9,527 株	4.7%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
始 値	201,400 円	233,900 円	251,500 円
高 値	254,000 円	289,500 円	292,000 円
安 値	181,200 円	221,500 円	198,300 円
終 値	230,000 円	247,700 円	280,200 円

（注）平成 25 年 3 月期については、平成 25 年 3 月 7 日現在で表示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 24 年 10 月	11 月	12 月	平成 25 年 1 月	2 月	3 月
始 値	284,600 円	244,100 円	232,600 円	199,900 円	245,000 円	274,000 円
高 値	287,400 円	253,500 円	243,800 円	256,600 円	290,000 円	290,000 円
安 値	240,000 円	201,300 円	198,300 円	199,100 円	244,000 円	272,500 円
終 値	246,400 円	234,900 円	199,800 円	247,000 円	270,000 円	280,200 円

（注）平成 25 年 3 月については、平成 25 年 3 月 7 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 25 年 3 月 7 日現在
始 値	277,300 円
高 値	282,000 円
安 値	277,300 円
終 値	280,200 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

(別 添)

発 行 要 項

1. 社 債 の 名 称 株式会社メッセージ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社 債 の 総 額 金 40 億円
3. 各 社 債 の 金 額 金 1 億円
4. 各 社 債 の 払 込 金 額 金 1 億円（各社債の金額 100 円につき金 100 円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 利 率 本社債には利息を付さない。
7. 振替新株予約権付社債
本新株予約権付社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 192 条第 1 項の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であり、社債等振替法第 193 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権付社債券を発行することができない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日
平成 25 年 3 月 27 日
11. 新株予約権の割当日
平成 25 年 3 月 27 日
12. 申込期間
平成 25 年 3 月 27 日
13. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成 27 年 3 月 31 日にその総額を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。
 - (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ 1 か月以上前に事前通知するものとする。
 - (3) 本新株予約権付社債の社債権者による本新株予約権の行使により、①当社が本新株予約権付社債の発行後 6 か月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式およびその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、②本新株予約権付社債、当社が本新株予約権付社債の発行後 6 か月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予

この文書は、株式会社メッセージ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 約権等」と総称する。)の取得または行使が行われることによって当社普通株式が発行された結果増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、50,199 個(以下「上限議決権数」という。なお、かかる議決権の数の累計に対応する当社普通株式の数の累計は 50,199 株(以下「上限株式数」という。)とする。ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てまたは当社の議決権付株式の単元株式数の単位の変更(単元株式数の定めを導入する場合を含む。以下同じ。)をする場合には、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合に応じて、または単元株式数の単位の変更の前後における単元株式数の比率に応じて、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当てまたは単元株式数の単位の変更の前後において本号に基づく償還条件が実質的に変更されないように、上限株式数および上限議決権数は減少または増加の方法で調整されるものとし、かかる調整に際して、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日または単元株式数の単位の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権ならびにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権または同時期発行新株予約権等の行使または取得により増加した当社普通株式の数およびそれに係る議決権の数も同様に減少または増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるときには(行使可能な議決権数が上限議決権数を超過するような状態を作出することとなる本新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて以下「上限議決権数超過行使等」という。)、当社は、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する(なお、本新株予約権付社債の社債権者による本新株予約権の複数個の行使につき、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権は行使されたものと取扱う。)。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ 2 週間以上前に事前通知するものとする。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の 2 週間前まで(当日を含む。)に事前通知を行うことにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第 4 金曜日(ただし、第 4 金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の翌月の第 2 金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額 100 円につき金 101 円で繰上償還することができる。
- (6) ① 本新株予約権付社債の発行後、平成 27 年 2 月 26 日まで(当日を含む。)の間のいずれかの 20 連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所(以下「大証」という。ただし、当社普通株式が株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)に上場された場合には、当該上場時以降、「大証」とあるのは「東証」と読み替えるものとする。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が第 15 項第(6)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該 20 連続取引日の最終日の翌取引日から起算して 3 取引日後の日(以下「通知期限日」という。)まで(当日を含む。)に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該 20 連続取引日の最終日の翌取引日から起算して 30 日後の日(以下「繰上償還日」という。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
- ② 上記①にかかわらず、当社が、通知期限日まで(当日を含む。)に本新株予約権付社債の社債権者に対して上記繰上償還を希望しない旨を通知し、全ての社債権者から繰上償還日の 2 週間前

まで(当日を含む。)に書面による承諾を得た場合には、上記繰上償還を行わないことができる。

- (7) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債または本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

14. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

15. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求(本項第(2)号に定義する。)により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号に定める転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。

(2) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成25年3月28日から平成27年3月30日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、行使可能期間のうち以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日
- ② 株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が必要であると認めた日
- ③ 当社が、第13項第(2)号乃至第(6)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- ④ 当社が、第17項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(3) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(5)号に定める転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

(5) 転換価額

転換価額は、当初279,900円とする。ただし、転換価額は、本項第(6)号乃至第(10)号の規定に従って修正または調整されるものとする。

(6) 転換価額の修正

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、平成25年4月15日を初回として、毎月第2金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の大証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均

値の91%に相当する金額（円位未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が139,950円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が419,850円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(9)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(9)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求

権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(9)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i) 上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(8)号または第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

ただし、株式の交付については本項第(16)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (9) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。
- ② 転換価額調整式および本項第(8)号において「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(8)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り捨てる。
- ③ 転換価額調整式および本項第(8)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(8)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(8)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(8)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(8)号④においては）当該転換価額の調整前に、本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(8)号⑤においては）当該転換価額の調整前に、本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該

会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(13) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第19項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(14) ① 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

② 機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後これを撤回することができない。

(15) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行行使請求受付場所に行われた日に発生する。

(16) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債等振替法および機構の業務規程その他の規則に従って、当該行使請求に係る本新株予約権者が指定する機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付する。

(17) 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

16. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第13項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第15項第(6)号乃至第(11)号もしくは第(16)号または第16項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をし

ないとき。

- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

19. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

野村信託銀行株式会社

21. 償還金等の支払

本新株予約権付社債に係る元金ならびに第15項第(4)号および第(8)号⑥に定める償還または返還される金額は、社債等振替法および機構の業務規程その他の規則に従って当社により支払われる。

22. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. 募集の方法

第三者割当の方法により、全額を野村證券株式会社に割り当てる。

24. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、①割当予定先である野村證券株式会社との間で、原則として毎月少なくとも一定数量（社債金額2億円）を転換する旨を合意する予定であり、一般の新株予約権付社債に比べて株式に転換される蓋然性が高いこと、②発行後に株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されるという本新株予約権付社債の特性、③本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

25. 上場申請の有無 なし

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上